

第4章 まとめ

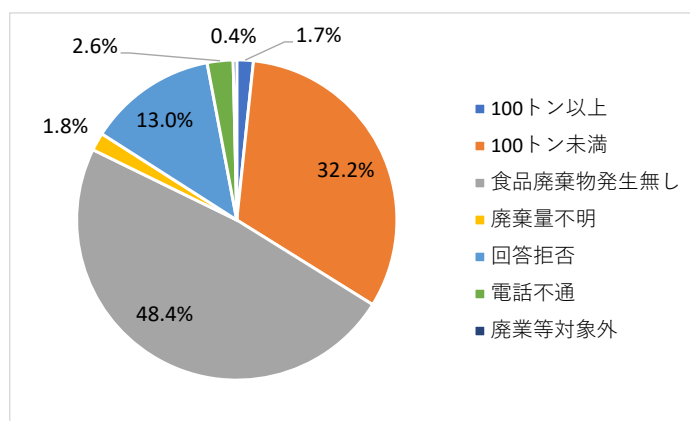
4.1 調査の結果

4.1.1 食品リサイクル法に関する調査結果の回答内訳

補完調査の総発送数（3,000件）に対する調査結果の回答内訳を図4-1に示す。なお、食品廃棄物等の発生量についての回答は、発生状況が100トン以上、100トン未満、廃棄物の発生無し別で示す。

※郵送調査の設問Q3-2に回答のある800件及び電話調査の設問①・②に回答のある334件を合計した1,134件に加え、電話調査における「廃棄量不明」「回答拒否」「電話不通」「廃業等対象外」を合計した1,379件が対象

図 4-1 食品リサイクル法に関する補完調査結果の回答内訳

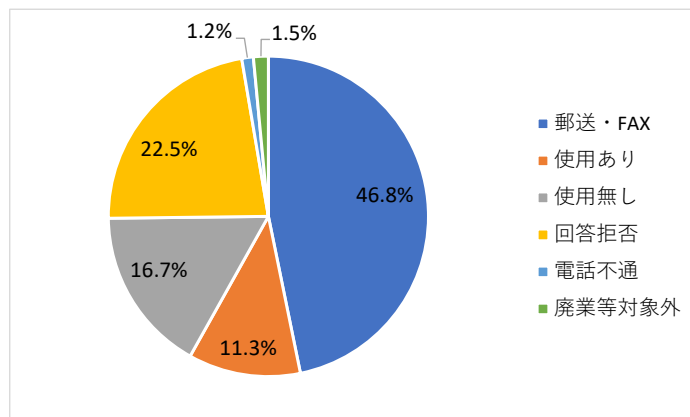


4.1.2 容器包装リサイクル法に関する調査結果の回答内訳

補完調査の総発送数（3,000件）に対する調査結果の回答割合を図4-2に示す。なお、容器包装の使用の有無が把握できた電話調査の回答は、使用あり、使用無し別で示す。

※郵送調査のQ3「当該年度において、容器包装を使用して一般消費者向けに販売しましたか？」に対して「あり」「なし」と回答した561件及び電話調査において容器包装の使用の有無が把握できた336件を合計した897件に加え、電話調査における「回答拒否」「電話不通」「廃業等対象外」を合計した1,199件が対象

図 4-2 容器包装リサイクル法に関する補完調査結果の回答内訳



4.2 調査の課題

4.2.1 事業者データベースの事業者情報の最新化

補完調査前に、事業者の最新情報、廃業情報を取集し、事業者データベースに反映させた。

その結果、食品リサイクル法及び容器包装リサイクル法の補完調査において、宛先不明で戻ってきた事業者が 178 件（調査票送付数に対して 3.0%）、電話不通の事業者が 50 件（調査票送付数に対して 0.8%）となった。内訳を表 4-1 に示す。

前回調査では宛先不明が 730 件（11.8%）、電話不通が 312 件（5.0%）であったことから、大きく減少させることができた。

表 4-1 宛先不明・電話不通事業者数

	送付数	宛先不明		電話不通	
食品	3,000	86	2.9%	36	1.2%
容器包装	3,000	92	3.1%	14	0.5%
計	6,000	178	3.0%	50	0.8%

なお、本調査においては、宛先不明への電話調査は実施していない。上述のとおりデータベースの整備によって宛先不明及び電話不通の割合を減らすことができたためである。

4.2.2 補完調査における問い合わせの内訳

補完調査における、送付事業者からの問い合わせ内容について表 4-2 に示す。

表 4-2 問い合わせの内訳

全体についての問い合わせ内容
すでに廃業している。
リモートワーク中のため回答が難しい。
調査対象の業種ではない。
どのように調査対象を選定しているのか。
食品リサイクル問い合わせ内容
1 当期決算年月 2 売上高 について、3 月決算の場合、 当期ということは、令和 3 年 3 月と記載すればよろしいでしょうか。 また、売上高は当年度（令和 3 年度）の決算見込み額、 若しくは直近の決算確定額のどちらを記載すればよろしいでしょうか。
ほとんど食品ロスがないが、記入しなければならないのか。
容器包装リサイクル問い合わせ内容
海外輸出のみの企業は回答対象か？
親会社への納品しかしておらず、消費者向けに商品を販売していない。
紙製とプラ製の容器を扱っているが、片方のみ受託である。どのように記載すればよいか。

4.2.3 補完調査の実施方法の工夫

調査対象の選定方法としては、昨年度と同様に、食品リサイクル法及び容器包装リサイクル法の調査対象はできるだけ重複しないよう調整した。同時期に同じような調査が続くことで回答率が低下することを避けるためである。

本調査の回答率（有効回答数／発送数）については、食品リサイクル法調査では、昨年度の 23.8%から 37.8%へ 14.0 ポイント増加した。容器包装リサイクル法調査では、24.5%から 29.9%へ 5.4 ポイント増加した。

宛先不明・電話不通については、本調査では東京商工リサーチ企業データベースとの照合により、昨年度よりも大きく減らすことができた。具体的には、昨年度調査と比較して、宛先不明は 11.8%から 3.0%へ 8.8 ポイント減少、電話不通は 5.0%から 0.8%へ 4.2 ポイント減少している。

今後の課題としては、まずは、引き続きデータベースの整備を行うことが挙げられる。宛先不明・電話不通を減らすことで回答数の増加が見込める。

次に、調査票の改善が有用である。容器包装リサイクル法の調査が食品リサイクル法の調査に比べて回答率が低い結果となったのは、より設問数が多いためと考えられる。記載例を設けるなどして少しでも回答しやすく整備することにより、回答率の増加が見込める。

4.3 今後の展開

4.3.1 食品リサイクル法に関する補完調査

食品リサイクル法補完調査に関して、令和2年度末時点の事業者データベース登録事業者数が198,327件に対し、確認済み等の事業者数が149,623件であるため、登録事業者数の変動がなかった場合、令和3年度以降の対象事業者数は45,551件が考えられる。

表 4-3 令和3年度以降の食品リサイクル法調査対象事業者数

農政局等	事業者データベース登録事業者数	定期報告、過去調査確認済み、他業種等の対象外事業者数	R2 年度補完調査実施事業者数	R3 年度以降の調査対象事業者数
北海道	13,454	8,233	256	4,965
東北	19,130	12,139	309	6,682
関東（東京）	24,828	22,764	216	1,848
関東（東京以外）	39,702	34,392	666	4,644
北陸	12,332	9,471	163	2,698
東海	14,388	9,231	253	4,904
近畿	24,811	18,094	409	6,308
中四国	23,524	15,917	377	7,230
九州	23,559	17,076	435	6,048
沖縄	2,599	2,306	69	224
合計	198,327	149,623	3,153	45,551

※「R2 年度補完調査実施事業者数」の数値が実際の発送数である 3000 件と異なるのは、事業者データベース上における管理 ID（事業者 ID）が、同じ企業に重複して振られているケースがあったためである。表 4-3 には管理 ID ベースの数を、第 3 章等に記載したアンケート発送数には実際に発送した企業の数 3000 件を掲載している。

4.3.2 容器包装リサイクル法に関する補完調査

容器包装リサイクル法に関する補完調査について、令和2年度末時点の事業者データベース登録事業者数が198,327件に対し、確認済み並びに対象外等の事業者数が178,879件であるため、登録事業者数の変動がなかった場合、令和3年度以降の対象事業者数は15,991件が考えられる。

表 4-4 令和3年度以降の容器包装リサイクル法調査対象事業者数

農政局等	事業者データベース登録事業者数	過去の調査で確認済み事業者数及び小規模事業者等の対象外事業者数	R2年度補完調査実施事業者数	R3年度以降の調査対象事業者数
北海道	13,454	12,157	214	1,083
東北	19,130	17,718	187	1,225
関東（東京）	24,828	20,852	949	3,027
関東（東京以外）	39,702	35,854	737	3,111
北陸	12,332	11,410	93	829
東海	14,388	13,267	194	927
近畿	24,811	22,375	535	1,901
中四国	23,524	21,649	159	1,716
九州	23,559	21,400	339	1,820
沖縄	2,599	2,197	50	352
合計	198,327	178,879	3,457	15,991

※「R2年度補完調査実施事業者数」の数値が実際の発送数である3000件と異なるのは、事業者データベース上における管理ID（事業者ID）が、同じ企業に重複して振られているケースがあったためである。表4-4には管理IDベースの数を、第3章等に記載したアンケート発送数には実際に発送した企業の数3000件を掲載している。

令和 2 年度食品産業リサイクル状況等調査委託事業
(事業者データベース整備及び補完調査等) 調査報告書

令和 3 年 3 月

株式会社 東京商工リサーチ